法・条例に基づく喫煙可能室設置に係る届出書 チェックリスト

1~5の項目について、当てはまるか確認の上、プルダウンで■を選んでください。 (1と4は全項目、2は(1)~(4)のいずれか1つの全項目、3は(1)か(2)のいず れか1つの全項目、5はいずれか1つの項目を確認、選択してください。)

	型煙可能室には、20歳未満の方は立ち入ることができません。 5内 <u>の全部を喫煙可能室とした場合は 20歳未満</u> の方の入店	
) <u>j</u> e	個人経営の場合は、(3)の書類	客席面積を記載してください。
1 3	ごりの保存は不要です。	(客席面積は、客席から明確に
	■ 飲食店である	区分できる厨房、トイレ、廊下、
	(2)客席の部分の床面積が100㎡以下である(60	│会計レジ、従業員専用スペース │
	(3)資本金の額又は出資の総額が5千万円以下である(等を除いた面積) -
	(4)従業員がいない。または従業員がいる場合は、全員か	
	■ (5)上記(1)から(4)の要件に該当する旨を示す書類を使	
	ご <u>自分の店舗の喫煙可能室は技術的基準に適合しているか</u> ※従業員とは、同居の親族や家事使用人等以	
(1		スケの方割白をいう。
	(1) 南近の確守由生津(書角由生老け書角由	生染質患の掲巻計質患 白色由
(2	告者は収支内訳書の表紙)の写し(税務署の	
	るもの)	文的印文体电子中码中面的音》
	(2)(1)で従業員への給料賃金の支払いがあ	った場合け 従業員名簿等の従
	業員の採用及び退職又は解雇の年月日を証	
(3		
	ることを証明する書類	
I <u> </u>	(4)家事使用人を使用する場合は、(1)に加え	て雇用契約書等の家事使用人
	であることを証明する書類	-
💾	②従業員がいる場合の保存書類	
	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承	諾書
(4	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承	諾書
	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承	諾書 新書 新により区画されている
	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承	
	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承 2(1)~(4)の う ち当てはまる()の全項目	まにより区画されている
(4	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承 2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目 が適合しているか確認してください。 (多くの飲食店は(1)に該当します)	まにより区画されている と設置する等の区画しなければなりません
(4 L	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承 2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。 (多くの飲食店は(1)に該当します) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合	まにより区画されている ・設置する等の区画しなければなりません 東識が容易に識別できるよう掲示されている
(4 (4 (1)	②従業員がいる場合の保存書類 全ての従業員から提出された様式第1号の承 2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目 が適合しているか確認してください。 (多くの飲食店は(1)に該当します) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる 3(1)、	まにより区画されている 設置する等の区画しなければなりません 限識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項
(4 (4 (1)	②従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承 2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。 (多くの飲食店は(1)に該当します) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合)「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる ア 喫煙可能室が設置されている旨(喫煙可能) 目が適	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません 課識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項 合しているか確認してください。
(4 (4 (1)	②従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承知 2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合)「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる 3(1)、 月 喫煙可能室が設置されている旨(喫煙可能) 目が適て 1 当該場所が20歳未満の立入が禁止され (多くの)	まにより区画されている 設置する等の区画しなければなりません 限識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項
(4 (4 (1) (1) (2)	(2)従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承之(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します)) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合) 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる 3(1)、 ア 喫煙可能室が設置されている旨(喫煙の日が適合 イ 当該場所が20歳未満の立入が禁止され (多くの) (2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの) (2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの) (2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの) (4) (2(2)、(3)、(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません に識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します)
(4 (4 (1) (1)	(2)従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承之(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します)) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合) 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる 3(1)、 ア 喫煙可能室が設置されている旨(喫煙の日が適合 イ 当該場所が20歳未満の立入が禁止され (多くの) (2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの) (2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの) (2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの) (4) (2(2)、(3)、(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません に識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します)
(4 (4 (1) (1) (2)	②従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承 2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。 (多くの飲食店は(1)に該当します) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる ア 喫煙可能室が設置されている旨(喫煙中 イ 当該場所が20歳未満の立入が禁止され (多くの) 2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (2(3)の場合は、3(2)②イに適合する必要	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません に識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します)
(4) (1) (2) (2) (1) [D	(2)従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる 3(1)、 目が適合 1 当該場所が20歳未満の立入が禁止され (多くの質) 2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する必要があります。(2(2)の場合は、適合不要)	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません に識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します)
(4 (4 (1) (1) (2)	②従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる 3(1)、日が適合 4 当該場所が20歳未満の立入が禁止され (多くの質定) 2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの質定) 2(3)の場合は、3(2)②イに適合する必要があります。(2(2)の場合は、適合不要)	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません 震識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します)
(4) (1) (2) (2) (1) [D	(2)従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します)) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たるファ 喫煙可能室が設置されている旨(喫煙の日が適合する必要を受ける場合は、3(2)②イに適合する必要があります。(2(2)の場合は、3(2)②イに適合する必要があります。(2(2)の場合は、適合不要) 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる出入口に扱います。(2(2)の場合は、適合不要) 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる出入口に扱います。(2(2)の場合は、適合不要)	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません 要識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します)
(4) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	(2)従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します)) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合) 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる 3(1)、目が適く 3(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの質な)。(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する必要があります。(2(2)の場合は、3(2)②イに適合する必要があります。(2(2)の場合は、適合不要) 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる出入口に数 店内で喫欠 は、1(2(3)に該当する場合のみ) 喫煙可能 はい場合に	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません 震識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します)
(4) (4) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	(2)従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します) (多くの飲食店は(1)に該当します) (2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる 3(1)、 日が適合 (多くの) 2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置 (多くの) 2(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置 (多くの) があります。(2(2)の場合は、適合不要) 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる出入口に数 方の ります。(2(2)の場合は、適合不要) 「喫煙可能室設置施設標識」 ※店の主たる出入口に数 店内で喫火 よい場合に は、記載漏れがないかを確認した	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません に識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します) こ できる飲食店として、公開しては、公開可を選択してください。
(4) (4) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (1) (1) (2) (2) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (1) (1) (2) (2) (1) (3) (4) (4) (4) (4) (1) (1) (2) (2) (1) (3) (4) (4) (4) (4) (1) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(2)従業員がいる場合の保存書類全ての従業員から提出された様式第1号の承2(1)~(4)のうち当てはまる()の全項目が適合しているか確認してください。(多くの飲食店は(1)に該当します)) 2(1)施設の全部を喫煙可能室とする場合) 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる 3(1)、目が適く 3(2)、(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する場合 (多くの質な)。(3)、(4)施設の一部に喫煙可能室を設置する必要があります。(2(2)の場合は、3(2)②イに適合する必要があります。(2(2)の場合は、適合不要) 「喫煙可能室設置施設標識」※店の主たる出入口に数 店内で喫欠 は、1(2(3)に該当する場合のみ) 喫煙可能 はい場合に	により区画されている 設置する等の区画しなければなりません に識が容易に識別できるよう掲示されている (2)のうち当てはまる()の全項合しているか確認してください。 飲食店は(1)に該当します) ここできる飲食店として、公開しては、公開可を選択してください。

日付、施設名称及び氏名を記 載し、保健所に提出する際に 持参又は添付してください。

令和▶○年 ○月 ○○日

上記について相違ありません。

施設名称/氏名【コバトン食堂/大宮 太郎】